

滝沢市水道水源保護条例における
水道水源保護区域の変更に関する答申

滝沢市水道水源保護審議会

(令和6年12月20日)

答 申

令和6年12月20日付け、滝水施第1209003号で諮問の
あった滝沢市水道水源保護条例における水道水源保護区域の変更に
ついて、慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり結論を得たので答
申する。

令和6年12月20日

滝沢市長 武田 哲 様

滝沢市水道水源保護審議会

会長 山田 一裕



目 次

1 滝沢市水道水源保護条例における水道水源保護区域の変更	
(1) 水道水源保護区域の変更について……………	1
2 付帯意見	
(1) 水源環境の保全について……………	1
滝沢市水道水源保護審議会委員名……………	2
滝沢市水道水源保護審議会 審議経過……………	2

1 滝沢市水道水源保護条例における水道水源保護区域の変更

(1) 水道水源保護区域の変更について

令和5年1月25日付けで、滝沢市上下水道事業経営審議会による滝沢市水道事業ビジョン、及び滝沢市水道事業中期経営計画（前期）の策定に関する答申を行っている。この中で、河川水源については、これまでリスクの分散の観点から地下水源と併用し続けることとしてきたが、この体制は高コストであり、将来の財政を熟慮した末、諸葛川水源については廃止するよう提言している。

この度、柳沢取水ポンプ場受変電設備等更新工事が完成し、安定的な非常用発電設備を整備したことにより、柳沢配水系の一日平均配水量を確保できる見込みとなった。これにより、高コストを懸念されていた、柳沢低区浄水場における諸葛川からの取水及び浄水処理を停止することにより、コストの削減が期待できる。

このことから、諸葛川水源の取水及び浄水処理停止に伴う、滝沢市水道水源保護条例における河川水源流域の縮小、ならびに水道水源保護区域の変更は妥当であると言える。ただし、水源環境については今後も継続して保全に努められたい。

2 付帯意見

(1) 水源環境の保全について

水道はもっとも重要なライフラインとして、あらゆるリスクに対応した施設整備を推進すべきである。地下水と河川水源のそれぞれのリスクを相互に補い、水道水の安定供給をより確実なものとするために、水源間の相互融通が重要である。

水源環境においては、水道水源保護区域に限らず、環境保全基本条例などに基づいた滝沢市全体の取り組みによって、環境保全に努められたい。

また、関係機関との情報共有と連携を図り、更なる監視体制の強化に向けた取り組みを強く望む。

将来に向けては、乱開発などの水源環境の保全に支障を及ぼす要因を未然に回避するため、地下水源周辺土地所有者との良好な関係性の維持に努め、必要に応じて用地取得を進められるよう、財源の確保などの必要な対策について検討されたい。

滝沢市水道水源保護審議会委員名簿

	氏 名	所属・職名	区 分
会長	山田 一裕	東北工業大学工学部 環境応用化学科教授	経営、水道又は環境に関する学識経験者
副会長	齋藤 誠司	元滝沢市市民環境部長	経営、水道又は環境に関する学識経験者
委員	山口 孝	盛岡森林管理署 署長	経営、水道又は環境に関する学識経験者
委員	荒屋 貢	株式会社やまびこ 生産本部 盛岡事業所 管理課長	経営、水道又は環境に関する学識経験者
委員	田村 武	滝沢市商工会 理事	商工団体の推薦する者
委員	佐々木 里美	いわて生活協同組合 理事	消費者団体の推薦する者
委員	菱田 廣士		住民公募
委員	小池 倫子		住民公募
委員	八重樫 節夫		住民公募

滝沢市水道水源保護審議会 審議経過

審議会	開催年月日	概 要
第1回	令和6年10月22日	【報告事項】 ・ 滝沢市水道水源保護条例における水道水源保護区域の変更について
第2回	令和6年12月20日	【諮問事項】 ・ 滝沢市水道水源保護条例における水道水源保護区域の変更（案）について 【審議事項】 ・ 滝沢市水道水源保護条例における水道水源保護区域の変更に関する答申（案）について 【答申】